

# 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策実施規程

令和2年3月13日（元食流機構第284号）

改正 令和2年3月31日（元食流機構第284-2）

## 第1 目的

小学校、中学校等の一斉臨時休業の新型コロナウイルス感染症対策の影響により、学校給食で活用する予定であった食品又は食材（牛乳を除く）が未利用（以下、「学校向け未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されている。

このため、休業に伴い発生した学校向け未利用食品の有効活用を図るため、緊急的な措置として学校向けの未利用食品を有する給食関連事業者（地方公共団体等（地方公共団体、学校又は業務委託契約等により給食の実施を委託等されている者をいう。）と学校給食用食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者又は当該納入契約等を行っている者と当該食品又は食材（牛乳を除く）の原材料となる食品又は食材（牛乳を除く）の納入契約等を行っている者をいう。）と実需者等とのマッチングや配送料等を支援する事業を実施するものとする。

当該事業は、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）が「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策実施要綱（令和2年3月10日付け元食産第5283号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）及び「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち新たな販路へのマッチング等促進対策補助金交付要綱」（令和2年3月10日付け元食産第5287号農林水産事務次官依命通知）に基づき国の助成を受けて実施することから、食流機構は、円滑な事業の実施を図るために、この実施規程を定める。

## 第2 対象事業及び事業別事項

この実施規程が対象とする事業は実施要綱第4の1に掲げる事業とし、それぞれの事業ごとに定める事項は次のとおりとする。

- (1) 販売サイト支援対策（学校向け未利用食品の販売先とのマッチングを行うサイトの運営及び当該サイトにより販売される学校向け未利用食品の保管・配送料の無料化） 食流機構が別に定める仕様書
- (2) 地域における取組支援対策及び事業者への配送料等への支援対策 別記

### 附則

この実施規程は、令和2年3月13日から施行する。

### 附則

この実施規程は、令和2年3月31日から施行する。

## 別記

### 第1 助成対象

1 助成対象となる事業実施者及び経費は、次のとおりとする。

#### (1) 地域における取組支援対策

##### ① 事業実施者

ア 地域における、実施要綱第1で定める学校向け未利用食品を有する複数の実施要綱第1で定める給食関連事業者と実需者等とのマッチング及び学校向け未利用食品を有する複数の給食関連事業者が出店する一般消費者向け即売会の実施

法人又は団体（法人格のない団体にあつては、代表者の定め、組織運営について規約の定めがあるものに限る。）

イ 地域における、学校向け未利用食品を有する給食関連事業者が行う実需者等とのマッチング及び一般消費者向けの即売会の実施

当該学校向け未利用食品を有する給食関連事業者（個人、法人を問わない）

##### ② 経費

アルバイト賃金、会場借料、機器借上費、資材費、消耗品費、印刷費、保管料、配送費

#### (2) 事業者への配送料等への支援対策

##### ① 事業実施者

学校向け未利用食品を有する給食関連事業者が独自に学校向け未利用食品を納入予定であった学校以外の新たな販売先に販売する当該給食関連事業者

##### ② 助成対象経費

保管料、配送費

### 2 助成対象期間

令和2年2月27日から令和2年4月30日までに実施した取組

### 第2 助成金の額

助成金は、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して助成する。助成金の額は定額とし、保管料、配送費の助成の額の上限は次のとおりとする。なお、助成対象経費に係る消費税は助成対象としない。

#### (1) 保管料

事業実施者が学校向け未利用食品の保管のために使用した倉庫に係る経費に限る。

#### (2) 配送費

① 車両の庸車によるもの 7,000円／トン以内

② 小口配送等により行うもの 70円／キログラム以内

### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年5月29日までとする。

#### 第4 助成金の支払い手続

##### 1 事業実施者の公募

食流機構は、助成対象期間中、ホームページ等で事業実施者を公募する。

##### 2 交付決定

(1) 助成金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、食流機構に提出するものとする。ただし、交付申請前に行っていた助成対象事業の取組について助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施計画書に代えて実績報告書（別記様式2）を提出するものとする。

(2) 食流機構は、(1)の交付申請書及び事業実施計画書又は(1)のただし書の実績報告書（以下「交付申請書等」という。）の提出があったときは、審査の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に助成金の交付決定の通知を行うものとする。

(3) 食流機構は、(1)の交付申請書等を審査した結果、要件を満たさないと認められたときは、速やかにその旨の通知を行うものとする。

(4) 交付決定を受けた内容に次の変更が生じたときは、(1)～(3)に準じて行う。

① 経費の30%を超える増減

② 取組の内容の削除

(5) 事業実施者は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を食流機構に提出しなければならない。

##### 3 実績報告書の提出

(1) 事業実施者は、本事業完了後、実績報告書（別記様式2）を作成し、令和2年5月8日までに食流機構に提出するものとする。なお、2の(1)のただし書により施行前の助成対象事業であって実績報告書を提出している事業実施者にあっては、提出を要しない。

(2) 第1の(1)の①のア又はイの取組に関する実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、2の交付申請時に提出した書類は、添付を要しない。

① 第1の(1)の①のアに取り組む事業実施者にあっては、定款等の写し、任意団体にあっては代表者の定め及び組織運営に関する規約の写し

② 第1の(1)の①のイに取り組む事業実施者にあっては、(3)の①の書類

③ 取り扱った学校向け未利用食品ごとに(3)の①から③の書類(第1の(1)の①のイに取り組む事業実施者にあっては、④も含む)

④ マッチングの実施又は即売会の開催及び販売実績等を記載した結果報告書

⑤ 科目ごとに要した経費を証する書類

(3) 第1の(2)の取組に関する実績報告書には、次の書類を添付する。ただし、2の交付申請時に提出した書類は、添付を要しない。

- ① 助成対象期間中に学校向け未利用食品に関する給食関連事業者であることを証する書類
- ② ①の納入契約等に基づく学校向け未利用食品の名称若しくは品目・品種等及び数量並びにその発注が助成対象期間のものであることを証する書類
- ③ ②の学校向け未利用食品の発生の原因となる休業が納入先で実施されていることを証する書類
- ④ 販売の実績を証する書類
- ⑤ 保管、配送に要した経費を証する書類

### 3 助成金の支払い

食流機構は、提出された実績報告書が次の要件を満たしたものと認められるときは、事業実施者に対し、額の確定及び支払いを行うものとする。

- ① 本事業の対象事業者であること
- ② 取り扱った食品又は食材が、学校向け未利用食品であること
- ③ ②の学校向け未利用食品に関する取組に要した経費であること

## 第5 助成金の返還

- 1 食流機構は、事業実施者がこの実施規程その他関係法令等に違反した場合その他不適切な行為をした場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 食流機構は、1により取り消した場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を定めて事業実施者に対して取消部分に係る助成金の返還を命じなければならない。
- 3 食流機構は、2の返還を命ずるときは、その命令にかかる助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 事業実施者は、2により食流機構から助成金の返還を求められたときは、食流機構に返還しなければならない。

## 第6 その他

- 1 食流機構及び事業実施者は、本事業の関係書類を整備し、本事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 食流機構及び事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。